

【減免規定】

減免するスポーツ行事	利用料金の減免額
○県が実施するスポーツ行事	免除
○児童・生徒を対象としたスポーツ行事（団体・個人） ○心身に障がいのある者又は高齢者を対象としたスポーツ行事*	1 / 2 の額 に減額
○NPO法人神奈川県ボート協会が主催するスポーツ行事	3 / 5 の額 に減額
○市町村が主催するスポーツ行事 ○スポーツの振興を図ることを目的とした公共的団体が主催するスポーツ行事 ○大学、短期大学又は高等専門学校が主催するスポーツ行事（団体・個人）	4 / 5 の額 に減額

※解釈（心身に障がいのある者又は高齢者を対象としたスポーツ行事）

○利用料金の減免額

*心身に障がいのある者が乗艇利用するとき

- ・心身に障がいのある者は、障害者手帳を有する者を対象にする。
- ・心身に障がいのある者（グループ内の対象者は含まれる。）が利用艇人数の1 / 2 を超えて利用するとき、利用料金を1 / 2 の額に減免する。

1 × (1名) - 対象

2 × (1名) - 対象外、 (2名) - 対象

4 × + (2名) - 対象外、 (3名以上) - 対象

8 + (4名) - 対象外、 (5名以上) - 対象

- ・心身に障がいのある者がオールを利用するとき、利用料金を1 / 2 の額に減免する。

オール（パドル） 1本単位

スカルオール 1組単位

*高齢者が乗艇利用するとき

- ・高齢者は65歳以上を対象とする。
- ・高齢者が利用艇人数の1 / 2 を超えて利用するとき、利用料金を1 / 2 の額に減免する。

1 × (1名) - 対象

2 × (1名) - 対象外、 (2名) - 対象

4 × + (2名) - 対象外、 (3名以上) - 対象

8 + (4名) - 対象外、 (5名以上) - 対象

- ・高齢者がオールを利用するとき、利用料金を1 / 2 の額に減免する。

オール（パドル） 1本単位

スカルオール 1組単位